国民年金の届出はお忘れなく！

◆**対象者**

日本国内に住所を有する農林漁業・自営業・退職者の方とその配偶者や学生などの方で20歳以上60歳未満の方（第1号被保険者）。

◆**手続き**

住民登録をしている市町村の国民年金担当課

◆**保険料**

平成24年度は、月額14、980円です。納付書で直接納める方法と、口座振替やクレジットカードを利用した納付方法があります。

＊国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利です

国民年金保険料は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。保険料の支払いは翌月末が納期ですが、当月末引落としの手続きをされた場合、月々50円が割引（早収割引）される振替方法もあります。

口座振替のお申込みは、日本年金機構米子年金事務所・役場・各金融機関・郵便局に申込用紙があります。申込用紙に基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書などで基礎年金番号をご確認のうえ、金融機関届出印をもって手続きをしてください。クレジットカードでの納付も可能です

クレジットカードでの納付には、役場にある「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入いただく必要があります。クレジットカードの納付では、「早割り」はご利用いただけませんが、カードの種類によってはポイントなどがつく場合があります。

◆**問い合わせ先**

日本年金機構米子年金事務所
☎0859-34-6111
住民生活課
☎0859-54-5210
大山支所総合窓口課
☎0859-53-3311
中山支所総合窓口課
☎0858-58-6114

障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき手続きが必要となります。

・転居・氏名変更
・他市町村から大山町に転入
・大山町から他市町村へ転出（転出先の市町村障害福祉担当窓口にご相談下さい。）
・手帳の紛失・破損
・手帳所持者の死亡
・身体障害者手帳取得から10年経過したとき

※身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きが必要です。手続きには、印鑑・お持ちの身体障害手帳・写真（タテ4㎝×ヨコ3㎝）1枚が必要です。

各種助成制度

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

◆**対象者**

次の項目にすべて該当する方

①身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）のいずれかをお持ちの方
②15歳（中学校在学中を除く）から69歳（後期高齢者医療対象者を除く）の方
③所得税非課税の方

◆**手続きに必要なもの**

領収書（保険点数のわかるもの。レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳

【障害者通所・通院費助成】

次に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1を助成。（公的扶助の受給者は除く）

・在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事業所や精神障害者社会復帰施設などに通所する場合。
・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。
・町内の作業所・医療機関は、公共機関を利用した場合のみ対象となります。

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（所得税非課税の方が対象。公的扶助の受給者は除く。）

◆**手続き・問い合わせ先**

大山町福祉介護課
☎0859-54-5207
中山支所総合窓口課
☎0858-58-6112
大山支所総合窓口課
☎0859-53-3311